

会 議 録

会議名	令和3年度 第7回 小金井市学童保育所運営協議会	
事務局 (担当課)	児童青少年課	
開催日時	令和3年10月26日(火) 19時00分～21時00分	
開催場所	オンライン会議	
出席者	委員	鈴木委員長、下田副委員長、大澤委員、中山委員、鈴木委員、松川委員、田畑委員、坊本委員、田口委員、沢村委員、大島委員、大村委員、馬場委員
	事務局	野村学童保育係長
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 加配部分の補助員（無資格者）について (2) 利用者アンケートについて (3) 次年度予算要望の検討状況 (4) 緊急事態宣言明けの学童の利用方針について (5) その他 3 閉会	
配布資料	【資料3-21】 加配部分の補助員の導入について（案） 【資料3-22】 利用者アンケートの実施について（案） 読み原稿	
議事	1 開会 鈴木委員長からの開会の挨拶、議題の紹介 2 議題 (1) 加配部分の補助員について (市) 「加配部分の補助員（無資格者）について」 詳細は資料3-21のとおり。 補足として学童保育指導員の職員の確保が難しい現状であり、市から補助員を入りたいとの提案。採用時には条件を付け、保育の質の担保については、面接の実施や研修も実施予定。導入する部分については、基本配置というものが各所定められており、児童数が増になった場合あるいは障がい児が入所する場合に、加配職員としており、基本的に有資格者を募集するため、有資格者の人数より補助員が多くなることはない。 応募がない場合に補助員を導入する。仮に補助員が配置となった際は、必ず資格職とペアで対応させる。補助員が配置されることで、職員体制が充実し、安全な保育が実施でき、保育の質の確保につながる。	

また、委託の仕様について、10万円未満の軽微な修繕費、保育に必要な消耗品購入費、医薬品購入費を、従来の委託者負担から受託者負担（事業者）へ変更の検討。他市でも導入実績がある例であり、変更することで受託者（事業者）において軽微な修繕や消耗品、医薬品を購入することが出来るようになり、事務局においても伝票処理が削減できることから業務の効率化を図ることが出来るようになる。なお、修繕費、消耗品購入費、医薬品購入費分を委託料に上乗せすることで、受託者（事業者）が適宜買入等の手続きが可能となる。

(学)

事前に送らせていただいた事項に関しては回答いただけるか。

(市)

1つ目の「事業者、直営含む指導員側の意見は」2つ目の「指導員側からも補助員無資格者の導入、人手が足りていない等の意見はあるか」について指導員から説明する。

(市)

直営では職員の募集をしても応募がない。子ども分野の保育園、介護施設など求人が殺到しており、学童も数年前から募集をしても、応募がない状況が続いている。有資格者をずっと採用していたが、資格者の募集をしても人員の確保が困難である。

委託所も同様の状況であり、人員の確保に苦慮している。現場からも意見が出ているため、児童青少年課では補助員の導入に踏み切ろうという意見がでてきているのが実情である。

(学)

指導員側の話も聞けたので良かった。

(学)

資料に基本配置の人員が書かれているが、100名で常勤2名以上指導員3名以上というのは、合計5人必要という条件の認識でよいか。

(市)

その認識で問題ない。100名を超える場合は101～120までだと基本配置+1名、121名以上からは基本配置+2名となり、基本的に有資格者を募集するが応募がなかった場合無資格者を導入するというのが今回の内容である。

障がい児に対してはその児童に対する専属の補助ではなく、全体に対して1名追加であり、全体として保育をしていくという考えである。

(学)

100名を超えるとあるが、あかねでは140名までは有資格者が7名という考えで問題ないか。それによって人数が異なるので対応が変わってくるという認識でよいか。

(市)

あかね第1～第3は140名までは常勤職員3名指導員4名の合計7名以上の配置という認識でよい。これは第1～第3が先にできており、そこに対して定員が定められている。第4、5は後からできたため、そこに対する定員の指定がある。

(学)

条件を揃えるということではないという認識か。

(市)

学童毎に定員が決まっているので、このような配置になっている。

(学)

あかね第1～第3以外は定員100名までという認識であっているか。

(市)

今回の資料は前回までの説明を整理し、わかりやすくするためのものである。まず基本配置があって、児童数が増えると加配の職員が必要になる。そこに対して基本的に有資格者に対して募集をするが、有資格者の募集がなければ、欠員になるよりは無資格者にも募集（補助員）をするというのが今回の考え。

各所ごとに何人に対してということは異なるが、補助員をいれるときの募集の考え方は同様である。

(学)

児童数に対する有資格者、無資格者の割合は学童によって異なるという認識でよいか。

(市)

学童によって職員の人数が異なるため、加配の職員の人数が異なってくる。仮にあかねに161名以上になった場合、2名

の加配職員が必要になった場合、1名は有資格者、いなければ無資格者になることもある。見た目上の人数は異なるが、採用の際の考え方は同様である。

(学)

直営の場合の条件と委託所の条件は異なるのか。

(市)

基本配置があつて人数が増えると加配が発生する考え方は変わらない。しかしながら、賃金等の関係があるため、導入するのは委託所が先になる。

(学)

直営の条件も提示していただけるか。

(市)

正規3名、非常勤(月額)2名、臨時職員(時間額)1名が基本配置となる。

(学)

配置基準の共有は可能か。

(市)

市ホームページに掲載されているのでそちらを参照されたい。また、前任者から申し送りはあるか。

(学)

コロナ禍の状況もあり、具体的な引継ぎはほとんどされていない。副委員長は資料があるものの、確認はとれていない。

(市)

後ほどメールにて周知。

(学)

あかねの例は基本配置がそもそも異なるという認識でいいか。

(市)

基本配置は所の児童の人数によって職員の数変動する。

(学)

あかね第1～3は常に140名を超えているという認識か。

(市)

他の学童では第1・第2のように分けられているが、あかねの場合は第1～第3がA館と1つにまとまっているため、基本配置が異なる。

(学)

今年の4月でまえはら136名とみどり138名であり、あかねの135名とほぼ同じ人数であるが、児童数が同じなのに基準が異なるのはなぜなのか。常に100名を超えるのであれば基本配置が7でもよいのでないか。

(市)

資料の表は基本配置を説明するために作成し補助員がどのように入ってくるかを視覚化したものである。基本配置は資格職であり、それに加配が入ってきたときに、あくまでも基本は資格職であるが、その有資格者の応募がなかった際の補助員導入の説明用に人数をいれて資料をつくったものである。まえはら、みどりの第3ができたが、資料には盛り込んでいないため、全ての説明をこの資料だけにするのは困難。加配職員の想定としては1名、2名と考えている。130名、120名の際の具体的な説明の目的としたものではない。

(学)

100名を超えると加配になるという以前の説明であったが、あかね第1～第3の140名以上の条件で加配になるというのは前回までの整合性がない。

あかねの基本配置が7名であれば、他の大規模学童での基本配置が7でないのはなぜか。

(市)

もともと20人に1人職員を配置するという基準になる。そのため140名では7名になる。あかねでは契約上7名以上で契約しているため資料に記載している。

(学)

あかねAだけは基本配置が異なるという認識でよいか。加配の導入が100名以上か140名以上かで違いがあるのではないか。

定員が異なるため基本配置が異なるという認識でよいか。

(市)

あかねA館は3施設が合同であるため、40名×3の当初120名までで6名、140名までは7名で契約している。そのため、他の学童とは契約の内容が異なる。

(学)

あかねA以外の定員は100名という認識か。

(市)

その認識で問題がない。みどり、まえはらなど学校を利用している場所は新たに契約をしているためまた異なる。

(学)

第3学童のように人数が増えたときは定員を増やすというのが自然であると考えるかどうか。

(市)

プロポーザルの段階で契約の内容が決まっており、学校施設を利用した第三学童のときに手続きをどうするかと話し合いがあったが、変更契約をして暫定配置にすることにした。もともとの契約自体を変えると、再度プロポーザルの必要性があったため、変更契約で追加する形になった。

(学)

みどり、まえはらなどの配置を考えると、増設の部分も含めて人数を増やすべきではないか。

また採用条件の1～3は全て満たした場合なのか、どれか1つ満たした場合なのか。

(市)

補助員は資格がないということであるが、例えば大学生や教育実習生、卒業生をとりたいと考えている。3つ条件を挙げたが誰でもよいというわけではない。

(学)

またはなのか。かつなのか。

(市)

どれかに該当していればという認識である。

(学)

子育て経験があれば誰でも応募することができるが、何らかの客観的な要件があったほうが保護者は安心するのではない

か。質の担保のために研修の受講を採用前にするなどは難しいか

(市)

採用前の研修受講は困難。採用後に市の研修および職場のOJTを実施予定。条件を加えすぎるとかえって募集が減る可能性があるため、採用後にしっかりと研修を受講させる予定である。

(学)

採用後の研修の受講を条件として何かしら提示できないか。

(市)

市で行っている研修に参加して頂けるよう働きかけていく予定。

(学)

働きかけてではなく、何らか要件を設けることはできないか。

(市)

月額職員、時間額職員の採用と同様に、指導員から状況を話して採用する人となりを見てもらう。事前に施設の見学などは可能であると考えている。また、委託所の採用の仕方もあるが、同様の内容を伝達し面接をしてもらう。

(学)

採用した後に質の担保が欲しいという趣旨であった

(学)

配置に対する理解を深めるため、第3学童の増設時の職員の配置条件の提示は可能か。変更契約の内容は見られるだろうか。

(市)

運営協議会の中でも以前説明、報告をしたが、メンバーも変わってしまったため、再度提示する。なかなか引継ぎがなされていないのが残念である。今後も入れ替わりがあるため、引継ぎをしっかりとやっていただきたい。

(学)

学保連側より、補助員の導入に関して案をまとめて提出した

いと考えておるので、資料を提示していただきたい。

(市)

予算要求の期日が昨日であった。仕様の内容はこれから議論することはできるが、参考の見積もりをとって予算要求をしていきたい。本日まずは補助員の制度の導入の賛同を頂きたい。今後細かな内容に関して議論が可能である。

(学)

資格の有無や条件の内容に関しては引き続き議論をできると
いう認識でよいか

(市)

その認識でよい

(学)

1週間以内で返答は可能か。一度持ち帰り学保連とも協議の上返答したい。補助員導入する方向で問題ないとは考えている。

(学)

まえはらの基本配置が100名とすると、現在の140名の場合どのような配置になっているのか。

保育の質の担保について、研修の受講は現在の職員もしているものか、それとも加配に対してのみ受講させるのか。

加配の方針は有資格者を優先し、応募がない場合補助員という認識は理解できたが、有資格者と補助員で給与ベースの違いはあるのか。違いがあるのであれば、コストを抑えるために補助員を優先的に導入することも可能ではないか。

(市)

第3学童の人数は掌握していないが、仮に本体が100名と第3学童が40名と仮定すると、100名は資格職が5名、40名は資格の指導員が4名以上という認識である。

研修の受講は現在の職員も参加している。給与の扱いは受託者の給与表等によつての対応となる。

(学)

今の説明では加配が発生しないという認識か。

(市)

1つの施設の中かという点で基本配置は考えられている。第

3学童は加配ではなく4名の職員が配置されている。学校からは人数を決めて施設を借りているため、仮に第3学童がそれを超えると本体の施設の中での加配が発生する。

先程の返答に関して1週間というところは了承。

(学)

有資格者と無資格者の募集の期間の切り替えはどのようにするのか。給料に関するところは事業者の裁量になるか。

(市)

指導員の雇用に関しては事業者の責任で実施する。掲載する期間に関しても事業者側の裁量による。市であれば募集を紙面にのせて募集をする。事業者に関しては一定の期間を提示するように要求。2月から募集、3月の段階で有資格者がいない場合は補助員として無資格者を募集。基本は有資格者の募集を迫してもらい、4月の時点で欠員がないように考えている。

給与は裁量なり、給与表によるものとなる。

(市)

消耗品購入の委託事業者の内容があるが、そちらの意見はあるか

(学)

追加になった要件という認識でよいか。これまでと比較して事業者側の負担が増えるのか変わらないのかお聞かせ願いたい。

(市)

以前仕様書の案を提示したが、委託者が負担するものに関して、医薬品、消耗品の購入および軽微な修繕に関して、受託者の負担にするというように変更したい。事業者側からも、消耗品など直接購入できるほうが効率的であるという意見があるため今回組み込んだ。

(学)

具体的にどれが委託者で、受託者が負担するというものは特に定めないという認識か。あらゆる消耗品は受託者が購入することになるのか。

(市)

消耗品等はあくまで保育のために必要な物品に限る。建物の中など大きな修繕等は引き続き市が負担するが、パッキンの破

損など軽微なものは事業者が実施できるようにする。

(学)

これに伴い委託料があがる可能性はあるか

(市)

市が負担していたものを事業者にやってもらうため、委託料をその分増額する予定である。

他に意見がなければ、この内容で承認をいただいたということによろしいか。

(学)

了承

(2) 利用者アンケートに関して

(市)

2年生を対象にしたアンケートはどうかと前回の議題にあがったが、調査したところメールシステムでは学年の情報を判別できないため、システム上名前をみて拾っていくしかないため、2年生のみを対象としては難しい。また、10月から案を決め、1月に実施することになるが、次年度の入所申請の業務などもあるため、年内にアンケートを実施する作業量としては現実として難しい。そのため、来年度からの実施は可能か

(学)

オンラインであれば集計は簡単だと思うが、それでも来年になるのか。様々な制限があることは理解しているが実施することは困難であるか。

(市)

資料3-22にも記載しているが、入所申請もあり、メールシステムの機能では5問の設問が可能である。設問の5問が速やかに決定してしまえば可能であるかもしれないが、いままで20問程度であったものを協議会で5問にしていくことを議論することを考えると実行上困難だと考える。

(学)

これまでのアンケートの資料を頂いて、内容を検討して市に提案することは可能であるがどうか。例えば内容の案を次回の協議会で検討することも可能ではないか。

(市)

システムの状況では5問までしか絞れず、自由意見はいれることができる。また学年も絞れず、全員が登録しているわけではないため、オンラインと紙面の両方で実施しなければならないため、時期の都合上もあり業務上かなり困難であると考え。登録が概ね終わっている学童もあれば、まだ完全でない学童もある。また、夫婦で登録している家庭もあるため、その絞り込みの作業もシステム上は生起する。

(学)

システム上困難であることは認識している。しかしながら、声をひろうことに意味があると考え。未登録家庭が4割5割あると問題があるが、多数決で決める問題ではないため、声をひろい続けることで問題の認識およびこれからの改善につながり、つながりがあるということが保護者の安心につながると思料する。

(学)

紙ベースは実施しないとして、やれる範囲で可能な最大限で実施し、完全性は求めなくては良いのではないか

(学)

3年に一回だと委員のメンバーも変わってくるため継続が難しいのではないか。また、更新のタイミングが異なってくると、プロポーザルで新しい事業者が変更になることも予想される。毎年実施する継続性がノウハウも含めて重要なのではないか。なお、さわらびは父母会主体でプロポーザルのに関する意見聴取は終わっているため、今年度に限り実施しなくても問題ない。

(市)

みなみはいかがか。

(学)

プロポーザルに関するアンケートは今後実施する予定である。そこで学童に対する意見、父母の考えを聴取する予定である。オンラインアンケートに賛成であるが、業務量の負荷がどの程度なのかは予想がつかない。

(市)

委託状況も安定してきたことから、アンケートも一定の意味を完了し終わりの方向という話であったが、今年度議論をして

再度始めようという意見、いろんな話を拾い上げる重要性は認識している。しかし、やり方に関しては時期的に本当に実行可能かという点、今年度導入したばかりのシステムを利用するという点、果たして本当に登録した人のみを対象にオンラインでよいのかというのは現状で回答ができず、厳しいと感じている。

(学)

現在メールシステムは全員登録していないが運用しているのであれば、現行とあまり変わらないのではないか。

(市)

コロナの関係もあり試行的に運用し、職員を通じて保護者に登録を増やすように促している。文書が配れるのであれば文書も併用している。登録者数を増やすために今後も働きかけをしていきたい。

(学)

メールシステムの全体の登録の割合はどうか。

(市)

あかねとみなみは良好。他の学童は調べて回答する。

(学)

アンケートに積極的に答える人、答えない人がいるのではないか。紙も一緒に実施すると困難であるため、アンケートをしたい人は登録を促すようにできないだろうか。

(学)

アクティビティを増やすことによって、登録数が増えるのではないか。システムを変えるときは試行になってしまうが、積極的に運用するほうが良いと思料する。

(学)

紙ベースでも100%は集まってない考えるため、上記の意見を伝えた。

(市)

利用者の一部だけにアンケートを出して、一方に出さないというのは問題があるという認識。やるとすれば平等にやるために、メールシステムと紙面の両方を使って広く意見を集める必要がある。登録者がもっと増えればメールシステムだけでも問

題ないと思料する。

(学)

アンケートをすることは文書を利用して全員に通知すべきだと認識している。その上で回答する人はメールシステムに登録するように促せないか。

(学)

例えばアンケート実施に関する文書を全員に配布、回答はQRコードを読み取らせてメールシステムに登録の上回答とすれば、全員に周知したことになるか。

(学)

いずれにしても市側の負担が増えることは理解しているため、方法を決定して現実的に時期的なものもあるので、父母としては例年実施していただきたいということと、マンパワーの可能な範囲で検討していただきたい。

(市)

児童数が判明したので提示する。

児童1名に対して登録件数は2名ある場合もあるのであくまで参考にされたい。たまむし171名に196件、あかね201人に、224件 ほんちょう103名に124件 さくらなみ160名に182件 さわらび94名に98件 たけとんぼ117名に111件 まえはら136名に111件 みどり134名に116件 みなみ108名に123件である。

(学)

重複しているかどうかはシステム上調べるできないということではいか。それを調べるためにソートなどの機能はなく、労力があるという認識でよいか。

(市)

一つずつ目視で確認するしか方法がない。副委員長からもあったように、こちらでも何かできないかもう一度検討し、職員指導員とも考えて回答していきたい。

(学)

先ほどもみどりからあったが、設問が20問から5問に減るということで、質問の内容をこちらでも内容の検討が可能であるが、設問の内容の提示は可能か。

(市)

令和元年度の実施分の内容を後ほど送付する。

(学)

5問の制約はメールシステムを利用したことを前提としているものか。

(市)

そのように認識している。

(学)

意見を集めることに意義があるので、誰が回答したかの紐づけは必要ないと考える。コロナ禍で保護者もオンラインに慣れてきているため、このタイミングで思い切って完全にオンラインに移行する検討していただきたい。それによって市の職員の労力の軽減につながるのではないか。紙で配っても回答状況が悪いのであれば意見を集めることに集中したほうが良いのではないか。

(市)

一度預かり検討する。少人数の中で簡単に思えることもなかなか実行できないのが実情である。

(3) 次年度予算要望の検討状況

(学)

あかねB館の修繕に関して、業者の保証内容で修繕が可能であるか。施工業者の保証で修繕が可能であれば、その分の予算要求の軽減につながると考えるが契約の期間内であるか。

(市)

建築営繕課という建築部門に伝えてあるので再度確認する。

(4) 緊急事態宣言明けの学童の利用方針について

(市)

資料の通りであるが、事務局から7月8日付で各所を介して各父母会長に送付。東京都のモニタリング資料より、4段階中2段階で施設利用ができないという現状である。父母会長が持っていたら共有していただきたい。

(学)

	<p>質問なし</p> <p>(市) 今後の状況により変動する可能性はあるが、引き続き了承されたい。</p> <p>3 閉会 次回の日程および内容は副委員長と調整し決定する。 それでは令和3年度第7回小金井市学童保育所運営協議会を閉会する。</p>
--	--